

破産・個人再生申立ての実務

～東京三弁護士会研修会より～

平成21年11月9日、弁護士会館クレオにて、東京地方裁判所民事20部の内田博久裁判官、石井芳明裁判官をお招きし、東京三弁護士会の主催により、「破産・個人再生申立ての実務」研修会が実施された。

当日は、三会合計で819名の会員が出席し、受付に長蛇の列ができるほどであり、3階の会議室でも中継して実施する大盛況の研修会となった。

本研修会は、「申立て」に焦点を当てた研修会である。破産・個人再生における申立代理人の役割は非常に重要であり、裁判所が寄せる期待も大き

い。本研修会への出席者がこれほど多かった理由は、裁判所がどのような事柄を申立代理人に求めているのか、具体的に知りたいという弁護士が数多くいたからではないだろうか。

両裁判官の講演も、申立段階でなすべき資産調査のノウハウや、手続選択における留意点など、実務に役立つ情報がふんだんに盛り込まれた有益な内容であった。それだけではなく、破産・個人再生という制度における、申立代理人の役割とは何かという点について、改めて考えさせられた。

(太田 美和)

開会の挨拶

第一東京弁護士会会長 田中 等

今回、裁判所からのご提案で「破産・個人再生申立ての実務」というテーマでの研修を行うこととなりました。

本研修会には、申し込み期限を待たずに定員数の申し込みがあったため、その時点で、募集を締め切らせていただきました。

今回、申し込みをお断りした方が多数おられることをご容赦いただきたいと思います。

近年、破産・個人再生とも増加傾向にございますが、弁護士が行う申立てには、不備も少なくないと聞いております。是非、本研修会で充実した研修を受けてい

ただき、きっちりした申立てを行っていただくとともに、今後の弁護士業務にも十分役に立てていただきたいと思います。

それでは、これより研修会を開催致しますのでよろしくお願い申し上げます。



破産事件申立ての留意点

東京地方裁判所民事20部裁判官 内田 博久（43期）

1 即日面接と少額管財

これから、当部における破産事件の運用についてお話しさせていただきますが、まず、当部の事件処理の車の両輪となっている「即日面接」「少額管財」について述べさせていただきます。

まず、最近の破産事件の動向ですが、**図1**のとおり、新受件数は高い水準で推移しています。そして、すでにご存じのとおり、東京地裁では、平成11年から、いわゆる少額管財手続及び即日面接という制度を通じて、非常に迅速な破産事件処理を行っています。東京地裁では、1日約100件の申立てがあり、そのうち90%以上の事件で申立ての当日ないし3日以内に裁判官面接を実施する即日面接の制度が実施され、最短で申立てから10分以内という非常に短時間で面接を行い、管財事件にするか廃止事件にするかが決定されています。ただ、東京地裁では、迅速な判断を企図するものの、安易に同時廃止の判断をす

ることなく、予納金額を下げて破産管財人を選任する少額管財手続が採用されており、少額の予納金（東京地裁では最低20万円）で管財人の調査を実施し、適切な事件処理を目指しています。現在、東京地裁の破産事件の50%以上の事件が少額管財手続で処理されています。

即日面接、少額管財の二つのシステムは、申立代理人のご協力が十分に得られることが前提となって動いています。

2 個人破産事件の申立代理人の留意点

(1) 迅速な事件処理が可能となる前提

即日面接と少額管財による事件処理は、迅速である反面、申立代理人による適切な準備がなされていることを前提として運営されています。そのため、申立代理人に対して求められる役割は大きくなり、申立代理人の積極的な協力が不可欠となります。このような背景事情を踏まえ、個人破産事件の申立代理人には、以下の点にご留意いただきたいと思えます。

(2) 管財事件か否かの基準

東京地裁では、管財事件と廃止事件の振り分けにあたり、20万円を超える資産があるか否かを基準としています。そして、申立代理人による十分な財産調査が行われていることが前提となっているため、再面接や資料の追完は予定されていません。20万円を超える資産があるか否かの調査が十分になされていない場合、迅速な進行が損なわれるばかりでなく、管財事件として処理されることがありますので、注意が必要です。

この「20万円を超える資産があるか否か」は、対

図1 破産事件新受件数

	破産全	管財事件	同時廃止	法人
平成11年	10,081	1,853	8,228	727
12年	12,903	3,379	9,524	1,356
13年	16,585	6,436	10,149	2,106
14年	22,317	9,075	13,242	2,834
15年	25,684	9,055	16,629	2,676
16年	25,509	9,226	16,243	2,508
17年	25,153	9,380	15,773	2,434
18年	25,694	9,669	16,025	2,421
19年	26,561	10,971	15,590	2,750
20年	24,476	12,856	11,620	3,178
21年	16,153	9,213	6,940	2,388

※平成21年は8月末までの速報値

象となる資産類型ごとに判断されており、各類型で20万円未満であれば同時廃止で運用しています。たとえば、預貯金の残高合計が20万円を超えているか、解約返戻金の合計が20万円を超えているか、自動車の処分見込み価格が20万円を超えているか、といった具合です。個別の資産類型で20万円を超えるものがない場合には合算で20万円を超えていても同時廃止となり得ます。

(3) 裁判所の審査のポイントについて

はじめに、裁判所が行う財産調査について述べます。基本的なところでは、現金、預貯金、解約返戻金、自動車の処分見込み価格が20万円を超えているかどうかをチェックします。

次に、即日面接の席でよく問題となる、「要注意」の項目について述べます。

① 過払金の存否についての確認を忘れないこと

消費者金融等、法定利息を超える貸付の可能性があるケースで、引き直し計算がなされておらず、過払金の存在がうかがわれる場合には管財事件となる可能性があります。実際にあったケースでは、引き直し計算がなされていないために管財人が選任された事件で、管財人が引き直し計算をした上、過払金を回収したところ、100%配当となってしまったことがありました。この事件では、申立代理人がしっかり引き直し計算をしていれば、破産をする必要がなかった可能性もあります。このように、過払金の存否には十分に注意する必要があります。

② 退職金の金額の確認を忘れないこと

退職前の支給見込退職金については、支給見込額の8分の1が対象資産として計算されます。従って、振り分けの基準である20万円の8倍である

160万円を超える支給見込額があれば、管財事件となります。そこで、相当期間、勤務が続いている債務者については、退職金規程の有無や支給見込額の調査をやっていただく必要があります。あるかないかが調査不十分である場合や、不明の場合、管財事件となる可能性があります。

③ 担保付き不動産の査定を行うこと

オーバーローンの担保付不動産については、被担保債権額が処分見込価格の1.5倍以下である場合には、管財事件となります。処分見込価格は、固定資産評価額や競売手続での評価額ではなく、最低2社の取引業者による具体的な査定が必要です。東京地裁では、複数の取引業者による査定の平均額により処分見込価格としています。また、共有物件の場合、債務者の持分価格のみではなく、被担保債権額が対象不動産全体の処分見込価格の1.5倍以下であるかどうかにより判断されますので、ご注意ください。

④ 求償債権その他の債権などの見つけにくい債権の取り扱いに注意すること

保証債務を履行している場合、物上保証人等の第三者弁済の場合、求償債権が発生しています。

また、明白な形の貸付をしていない場合も要注意です。親族の会社、両親の事業にお金を費やした、交際相手にお金を貢いでしまった人など、直ちに贈与と認定することができるか微妙で、むしろ貸付金と考えるのが妥当なケースがあります。

これらの回収可能性の調査検討を怠ると、管財事件となる可能性があります。

⑤ 否認対象行為について

否認対象行為がある場合、否認権を行使することにより20万円以上の財団が形成される見込みがある場合には、管財事件となります。否認対象行

為に関しては、支払停止後の弁済などが問題となります。特に、偏頗弁済を行ったり、クレジットカードを使用したりするなどの問題が発生しないよう、申立代理人がしっかりと管理する必要があります。また、身内に対する弁済などはしてしまいがちなので注意が必要です。

さらに、勤務先からの借り入れがあるような場合に、給料からの天引きによる返済がなされていると、偏頗弁済となる可能性があります。公務員などの場合、共済組合の引き落としについても否認の問題が発生することが考えられます。

(4) 破産部担当書記官による、財産発見のための調査のポイント

ここからは視点を少し変え、裁判所がどのような点に注目して財産・資産を発見するのか、裁判所のノウハウをご紹介します。

① 預金通帳の調査方法

預金通帳は、債務者の経済活動を示すものなので、破産部では、過去2年分の通帳の提出を求め、調査をしています。預金通帳の調査にあたっては、以下の点がポイントになります。

○ 受任後の調査の時間が経過したことなどから、直近の記帳がされていない場合、その部分の通帳が提出されたことになりません。こうした場合には、申立て直前に改めて記帳をして、その部分の出入金に問題がないかを確認する必要があります。履歴の一部がまとめ記帳となっているケースも同様で、その場合は、必ずまとめ記帳となっている期間の取引明細書を取得して提出していただくことが必要です。この提出がない場合、申立代理人が取引に関する調査を細やかに行っていないのではないかという疑問が生じ、申立代理人への信頼性

に問題が生ずるので、注意が必要です。

- 入出金がある場合には、それぞれ債権債務の存在が推測されます。特に、多額の入金があり、費消されている場合には、浪費の可能性が推測されます。あるいは、偏頗弁済等ではないかと疑問が生じます。反復継続した多数回の入出金は、サイドビジネスをしている疑いを持つことがあります。
 - 普通預金の項目に「積立」がある場合、積み立て用の別口座の存在が推測されます。
 - 申立書に記載のある保険会社以外の保険会社の引き落としがある場合、他の保険の存在が推測されます。
 - 固定資産税の引き落としがある場合、不動産の存在が推測されます。
 - 通常残高がマイナスの場合、銀行が債権者であることが推測されるとともに、担保となる定期預金の存在が推測されます。
 - ゆうちょ銀行に関しては、上限1000万円までという制約がありますが、もっと上限を低く設定した通帳（上限500万円など）がでてくる場合があります。この場合には、別な口座の存在の可能性があるかと推測されます。
 - 給料の振り込み口座、公共料金の支払い口座、家賃の支払い口座の通帳が提出されていない場合、他に口座があるのではないかと疑問が生じます。給料明細で口座を2つに分けている場合に振込口座が一つしか提出されていないと、他に口座が存在することが推測されます。保険の解約返戻金を受領したのにその記録がない場合も同様です。また、簡易保険がある場合には、ゆうちょ銀行口座が存在する可能性があります。
- ② 給与明細の調査の仕方
各種控除欄、積立金、財形貯蓄、保険、持株会

の控除などの調査により、記載外の資産が発見される場合があります。財形貯蓄などは、基本的な項目であり、調査が行われていないと、申立代理人への信頼性の問題が発生する可能性がありますので、要注意です。

③ 現場の視点—債権者の視点

以上、普段審査をしている現場の視点から調査のあり方をご紹介させていただきました。ポイントとしては、自分が、もしこの債務者の債権者であったとしたら、どんな感じで資産を見つけるかという視点をもつことが肝心なのではないかと思えます。依頼者である債務者に対してそういうスタンスではなかなか臨みにくいところですが、そういった債権者の視点で調査していただければ、即日面接がスムーズに進むことになろうかと思えます。

(5) その他管財とされる場合

法人の代表者や個人の事業者の破産の場合、個人再生手続で再生計画が認可された後に破産する場合には、原則として管財手続となりますので、債務者への説明に注意が必要です。

また、免責不許可事由の程度が大きいとき、債権者が免責不許可の意見を述べる可能性が高いときなどは、実情に応じて免責調査型の利用をしてください。

(6) 申立書の書式について

ぜひ、弁護士会作成の書式を利用してください。東京三会の各ホームページからダウンロードできます。この書式にしたがって債権者一覧表を作成すると、自動的に宛名シールが作成できるため、手間が省けますし、宛名と債権者一覧表のズレが発生することを防ぐことができ、裁判所の手間を劇的に節約できます。

(7) 同時廃止決定の後について

① 同時廃止となった場合、債務者が裁判所に出頭するのは、免責審尋期日だけになります。したがって、この日は破産者が破産の意味を考える大切な機会になります。裁判所は申立代理人が債務者に対して経済的更生のための指導をしてくださっていると考えています。裁判所で、「免責審尋なんて、簡単に終わったでしょ？」などと債務者に説明する申立代理人が見られるようですが、それを聞いた裁判所は非常に悲しい気持ちになります。

破産事件に申立代理人がつく意味は、免責を得るということだけでなく、債務者の経済的更生を支援するという点が大きいと思います。そのように考えると、管財人がつかない同時廃止事件こそが、申立代理人の役割が重要になるのではないかと思います。

② 万一、同時廃止となったあとで資産上の問題点が判明した場合、一刻も早く裁判所へ通知してください。怠ることによって免責不許可となることもあります。

3 法人破産事件の申立代理人の留意点

法人の破産事件は全件管財事件となります。介入通知をすべきか悩むケースもありますが、いずれにしても、早期の申立てをはかることが大切です。特に、申立てが遅れることで、後の管財業務で以下のような重大な問題が発生することがありますので、ご注意ください。

○ 資産が流出して保全が図れなくなる可能性があります。この場合、申立代理人の責任問題が発生する可能性がありますので注意が必要です。

- 否認請求が困難になります。たとえば、無償否認は6ヶ月という期間制限があります。
- 労働者健康福祉機構の未払い賃金立て替え払い制度の利用も、申立日から6ヶ月前までに退職した者が対象となります。

4 管財事件における申立代理人の役割

東京地裁民事20部では、少額管財事件の場合、個人では開始から2ヶ月、法人では開始から3ヶ月で第1回集会を開催し、原則としてこれまでに業務を終了することとなっています。この事件処理を、最低予納金20万円で管財人が行いますので、管財人と申立代理人の適切な業務分担が必要になります（破産規則26条2項）。この中で、申立代理人に求められる主な役割は以下のとおりです。

- 速やかな打ち合わせと引き継ぎをお願いします。極端な例として、申立直後に申立代理人が長期旅行に出ってしまった例もあり、そのような場合には管財業務に多大な支障がでます。スケジュールリングを考えて申立てをしていただく必要があります。
- 帳簿や通帳、手形等の重要物件の引き継ぎを確実に行うようお願いします。
- 引き継ぎの際、代表者本人や経理担当など、キーパーソンを同席させ、事情の把握をしやすいようにし、また、関係者へ管財人への協力を指導してください。
- 開始後、申立書の記載が不十分であったときの追加資料の収集をお願いすることもあります。
- 自宅等の任意売却の際の、債務者への指導、共有物件に関する親族との仲介
- 債権者集会における、従前の経緯に関する説明

5 倒産事件における申立代理人の役割

最後に、私見になりますが、倒産事件の債務者代理人の役割について、一言お話しさせていただきたいと思います。

私は、倒産法制度の本質的な要素は、個別の権利行使の禁止、資産の保全と債権者平等の実現にあるのではないかと考えています。債権者の平等の実現という目的のため、資産を保全し、個別の権利行使を禁止するのが倒産処理であり、申立代理人の役割は、この作業を手続開始前に前倒しして行うことが含まれると考えられます。

申立代理人の依頼人は債務者であり、債務者は、ときにこれに反する希望を持つことがあります。しかし、申立代理人は、この倒産事件処理の本質を見誤らないようにしながら、この債務者の希望に対してモラルを持って接しなければなりません。

申立代理人の報酬は、債務者の責任財産から支出されており、その意味では、申立代理人の報酬の原資は債務者のものではない（むしろ、全債権者のものである）とも評価できます。たとえば、介入通知を発信すれば、債権者の個別の権利行使を禁止することを公に通知したことになるわけで、申立代理人としては、責任財産の保全をはじめとした、債権者に対する責任も生じているとも評価できます。

以上のとおり、申立代理人には、非常に高いモラルと指導力が求められることに留意していただきたいと思います。私どもとしても、申立代理人の方々には、大変困難な業務を求めていると理解しておりますが、適正な倒産処理の実現のため、今後ともご協力いただきますようよろしくお願い致します。

個人再生事件申立ての留意点

東京地方裁判所民事20部裁判官 石井 芳明 (53期)

1 最近の事件の動向及び民事20部における個人再生事件の運用

(1) はじめに

個人再生手続は、債務者主導の形で、基本的には債権者の同意を得て、経済的な更生を図っていく手続になります。その意味で、申立代理人の役割は、破産にもまして重要になってきます。

また、個人再生の手続では、履行の監督がなく、認可後の計画の履行可能性についても手続内で見極める必要がありますが、裁判所がこれを判断することは難しい面があります。そこで、倒産手続等に造詣の深い弁護士の方に個人再生委員として手続に参加していただき、指導・助言を頂いていることが個人再生の特色となっています。

(2) 最近の事件の動向

東京地裁本庁の個人再生の新受件数は、年々増加の傾向にあります(図2)。昨今、住宅ローンの支払いが難しくなる例が多くなっているというような報道を見かけますが、そういう状況になれば、個人再生の利用も多くなっていくのではと思われます。

ご承知のとおり、個人再生事件には、小規模個人再生と給与所得者等再生の2種類が存在しますが、東京地裁では、小規模個人再生が約90%を占めています。給与所得者等再生は、債権者の同意が不要である反面、可処分所得要件などのハードルが高いため、利用が回避される傾向にあります。

なお、個人再生事件の終局事由のうち、認可で終わる割合が年々上がってきており、最近では9割を越えております(図3)。これは、申立代理人の手続関与が適正であることの現れと考えられ、この場を借りて当庁へのご協力に改めてお礼申し上げる次第です。

図2 個人再生事件新受件数

	小規模		給与		合計	
		住宅ローン 特別		住宅ローン 特別		住宅ローン 特別
平成13年	150	33	357	59	507	92
14年	532	125	468	116	1,000	241
15年	1,179	300	466	156	1,645	456
16年	1,366	469	369	146	1,735	615
17年	1,476	556	306	141	1,782	697
18年	1,665	652	282	134	1,947	786
19年	2,053	905	212	120	2,265	1,025
20年	2,164	1,056	206	114	2,370	1,170
21年	1,346	718	146	89	1,492	807
合計	11,195	4,435	2,757	1,042	13,952	5,477

※平成21年は8月末までの速報値

図3 個人再生事件既済件数の累計

	取下	棄却	廃止		認可	不認可	合計
			不能	否決			
平成13年	35	9	24	3	135	3	209
	16.75%	4.31%	12.92%		64.59%	1.44%	
14年	24	10	63	14	552	10	673
	3.57%	1.49%	11.44%		82.02%	1.49%	
15年	70	8	53	12	1,235	13	1,391
	5.03%	0.58%	4.67%		88.79%	0.93%	
16年	54	6	51	8	1,647	15	1,781
	3.03%	0.34%	3.31%		92.48%	0.84%	
17年	74	3	45	21	1,567	12	1,722
	4.30%	0.17%	3.83%		91.00%	0.70%	
18年	55	5	56	21	1,634	3	1,774
	3.10%	0.28%	4.34%		92.11%	0.17%	
19年	58	5	36	33	1,986	7	2,125
	2.73%	0.24%	3.25%		93.46%	0.33%	
20年	63	8	54	24	2,332	8	2,489
	2.53%	0.32%	3.13%		93.69%	0.32%	
21年	47	3	27	31	1,365	4	
	3.18%	0.20%	3.92%		92.42%	0.27%	

※平成21年は8月末までの速報値

(3) 個人再生の標準スケジュールの作成

それでは、東京地裁における個人再生手続の運用に話を進めます。当庁では、個人再生の標準スケジュールを作成しており、ほとんどの事件では、この標準スケジュール（図4）に従って事件が処理されています。

スケジュールでは、申立てから開始まで約1ヶ月を標準としていますが、まれに、給与の差し押さえがされるおそれがあるということで早期の開始決定を求められることがあります。これについては、開始を早めるのではなく、通常は中止命令により対処していますので、そのようなおそれのある場合は、中止命令の申立てをご検討ください。

(4) 個人再生委員の選任

東京地裁では、すべての個人再生事件について、個人再生委員を選任しています。個人再生委員には、認可決定後の履行可能性を検討してもらうほか、手続の各段階で進行に関する意見を求めています。個別の問題点についても、事案に応じた柔軟な運用をするため、基本的には裁判所が統一的な指針を示すことはせず、個人再生委員の意見を聞きながら手続を進めています。

(5) 分割予納金と履行テスト

個人再生には、認可後の履行確保の監督手段がないので、個人再生委員による履行テストが行われています。具体的には、申立書に記載をいただいた計画弁済額を分割予納金として、毎月、指定口座へ振り込んでいただいています。この分割予納金は、履行可能性を判断するためのテストの意味を有するとともに、個人再生委員の報酬の予納の意味もあります。個人再生委員の報酬は、弁護士が代理してい

図4 個人債務者再生手続標準スケジュール

東京地方裁判所民事第20部

手 続	申立日からの日数
申立て	0日
個人再生委員選任	0日
手続開始に関する個人再生委員の意見書提出	3週間 ※
開始決定	4週間(1月) ※
債権届出期限	8週間
再生債務者の債権認否一覧表、報告書(法124 II・125 I)の提出期限	10週間
一般異議申述期間の始期	10週間
一般異議申述期間の終期	13週間
評価申立期限	16週間
再生計画案提出期限	18週間
書面決議又は意見聴取に関する個人再生委員の意見書提出	20週間
書面による決議に付する旨又は意見を聴く旨の決定	20週間(5月)
回答書提出期限	22週間
認可の可否に関する個人再生委員の意見書提出	24週間
再生計画の認可・不認可決定	25週間(6月)

※給与差押えのおそれ等がある場合には、個人再生委員の意見を聴いた上、同委員の意見書の提出期限及び開始決定の時期を早めるものとする。

る案件では原則として15万円、本人申立案件では原則として25万円となっています。

(6) 分割予納金の変更

分割予納金が履行テストの途中で変更される場合、変更後の履行についてのみ変更された金額が適用され、遡って変更額を適用することはありません（なお、この場合でも、変更後の金額が大幅な増額であるなどの場合については、変更後の金額での履行が可能か、相当期間テストすることもあり得ることは申し上げるまでもないものと思われます）。

2 申立代理人に期待される役割

財産の清算を図る破産手続と比較し、個人再生は複雑な規律が多く、また、手続選択の判断、再生計画の立案、住宅資金特別条項に向けての債権者との折衝などを行う必要があります。申立代理人の果たすべき役割は大変大きなものがあります。また、財産の管理処分権を有する管財人のいる破産手続と異なり、個人再生手続は、申立代理人の主導のもとで手続の進行を図るため、代理人による調査や進行についての方針決定が重要となってきます。

個人再生手続を成功させるには、債権者との協議や、問題点についての法的な説明を構成するなど、事前に十分な準備をすることが重要です。これによって、個人再生委員との協議がスムーズにいき、認可となる可能性が高くなると思われれます。

また、個人再生の申立時には、裁判所は必ずしも開始要件を疎明する書類すべての提出を要求していません。これは、書類の準備に要する時間により申立てが遅滞することを回避する趣旨であり、事前の準備が重要であることに変わりはありません。後日、個人再生委員から求められた場合、追加の書類は速やかに提出してください。

また、申立後に予定される個人再生委員との面接については、速やかに日程調整ができるよう準備をしていただきますようお願いします。

なお、当部では、不定期ではありますが、主に申立てに関する情報を提供するため「個再通信」というものを発行し、個人再生係の受付で配布をしています。計画案の記載例の掲載などもございますので、是非ご一読いただければと存じます。

3 申立てに際しての留意点

(1) 手続の選択

先に述べたとおり、個人再生手続には、小規模個人再生と給与所得者等再生の2種類がありますが、申立代理人は、どの手続を用いるかについて慎重に判断をする必要があります。

給与所得者等再生は、債権者からの同意が不要ですが、それだけその他のハードルが高くなります。そこで、いずれの手続を選択するかは債権者から同意を得られるかも検討した上で選択をすることになります。債権者の中には、個人再生には原則不同意で対応しているところもあるようですので、事前の検討が必要です。

また、認可後は、3年から5年の弁済を続けていくこととなりますが、認可を受けた再生計画の履行が滞ると、債権者から再生計画取り消しの申立てがなされることもあるので、申立代理人としては、認可後安定的な収入が得られるかの見込みを検討することも重要です。

住宅資金特別条項を用いるか否かも、申立ての段階ではっきりしておく必要があります。住宅資金特別条項を定めることとしていた場合に、これが定められないと、不認可事由となってしまいますので、慎重な検討が必要です。

(2) 再生債権の届出及び調査について

個人再生事件の再生債権について、申立ての際に提出する債権者一覧表に記載があれば、債権者一覧表の記載額で届け出があったものとみなされます(民事再生法225条)。

したがって、再生債権を債権者一覧表に記載するに当たっては、金額が確定したものであることが必

要です。利息及び遅延損害金が不確定額で記載されているなど、金額が確定できない記述では手続が進められませんので、要注意です。

また、開始後は債権者一覧表の訂正ができないので、注意してください。

債権者一覧表の作成に当たり、あらかじめ異議を留保しておかないと（民事再生法226条1項但書）、異議が述べられなくなりますので注意が必要です。なお、東京地裁では、債権者に対する異議の通知は申立代理人が行い、異議の申述書を裁判所及び個人再生委員に提出してもらおう扱いです。いわゆるヤミ金が債権者である場合などには、相手方の連絡先不明で異議の通知ができず、その効力に疑義が発生する可能性があります。このため、ヤミ金を債権者とする記載については、当初から債権者一覧表の債権額をゼロとしている例もあるようです。

次に、自認債権についてですが、個人再生では、当初の債権者一覧表に記載されていない債権者が、債権認否一覧表で記載される場合には、自認債権として計画弁済の対象とすることができます。しかし、基準債権額には含まれません。自認債権は、最低弁済額及び弁済率の計算の母数にはならないので、注意が必要です。

(3) 清算価値保障原則について

個人再生事件では、破産事件となった場合の清算価値（その算定は、破産の換価基準と同様の方法で行います）以上の弁済をしなければなりません（清算価値保障原則）。この場合、換価に要する費用や、自由財産の拡張などは原則として考慮していません。これは、不確定な要素を考慮するのは相当ではないという考えによります。

破産法における否認対象行為がある場合、たとえ

ば、偏頗弁済がある場合など、破産事件では否認対象とされる財産は、清算価値の計算に当たっては、流出した金額を清算価値に上乗せして計画案を作成する必要があります。住宅ローンについて一部弁済許可を受けないまま弁済していた事例で、その支払い分も清算価値に計上して計画案を策定したケースもありますので、注意が必要です。

不動産の清算価値の評価については、原則的に時価評価と被担保債権額の比較によります。なお、共有物件であるからといって当然に低額で評価するものではありません。

親族の土地を使用貸借で借用し、その上に建物を所有している場合、土地の利用権については、底地価格の10%程度を清算価値として算定している例が多いようです。

(4) 再生計画の条項についての注意点

次に、再生計画に関する留意点について、お話しさせていただきます。

まず、計画弁済額が最低弁済額の要件を満たしているか、あるいは清算価値保障原則の要件を満たしているか、ご確認をお願い致します。

この点、最低弁済額の算定に当たり、自認債権を基準債権に含めて算定している例が散見されますが、自認債権は基準債権には含まれませんので注意してください。

また、再生計画の条項で具体的な債権者や返済額を表示していることがありますが、個人再生手続では、「権利変更の一般的な基準」を定める必要がありますので、要注意です。具体的債権者や返済額を表示すると、一般的な基準を定めていないとされることがあります。

別除権付債権については、民事再生法160条1項

に従って、再生計画で不足額が確定した場合の権利行使に関する適確な措置を定めなければなりません。これがない計画案がときどきあるようです。具体的な記載例は、個再通信(8)にサンプルがあります。

(5) 住宅資金特別条項について

続いて、住宅資金特別条項についてよく問題となる事項をお話しします。

ペアローン（夫婦がそれぞれ債務者となり、同一の不動産に担保権が設定されている場合）については、形式的にみると、本人の貸付債権以外のために担保が設定されていることになるため、住宅資金特別条項の適用ができないこととなりますが、法の趣旨に照らし、原則として夫婦双方の申立てであれば、住宅資金特別条項の利用も可能と運用されています。一方のみの申立てでこれを認めた事例もありますが、担保権の実行がなされないことが確実で、個人再生委員も「相当」との意見を出したなど、個別の事情を考慮した例外的な事例です。

住宅ローン以外の抵当権が設定されている場合(198条1項)、たとえば、後順位に事業ローンがあるような場合、原則として、住宅資金特別条項を定めることができません。但し、認可のときまでに当該抵当権が抹消されるか、抹消が相当程度に確実である場合に限り、住宅資金特別条項が使用できるという運用です。

税金滞納の差押登記がある場合には、滞納税金の支払い状況について、申立代理人に報告をしていたでいます。

その他、新しい問題については、当庁では、個人再生委員に意見を聞きながら、個別の事情を考慮して判断をしています。

(6) その他

認可後の再生計画について、債権者から再生計画取り消しの申立てがなされた場合には、申立代理人に履行状況の報告を求め、裁判所に報告をしていたでいます。裁判所は、その報告に基づいて、計画取り消しの是非を判断しています。